

福岡県公報

平成十七年九月十二日
第二千四百三十七号
増刊 ①

目次

規 則 (第七十八号・第七十九号)

○福岡県立久留米スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規

則 (教育庁スポーツ健康課) ……………一

○福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則

(教育庁スポーツ健康課) ……………一

規 則

福岡県立久留米スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、こゝに公布する。

平成十七年九月十二日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第七十八号

福岡県立久留米スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県立久留米スポーツセンター条例施行規則(昭和四十九年福岡県規則第二十二号

)の一部を次のように改正する。

題名を「福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金に関する規則」に改める。

第二条の見出し中「の使用料」を「の額」に、「使用料の」を「利用料金の」に改め

、同条第一項中「使用料」を「額」に改める。

第三条及び第四条を削る。

第五条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第一項中「第四条」を「第

六条第七項」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項第一号中「条例第五条第一項

に規定する財団法人福岡県スポーツ振興公社(以下「公社」という。)」を「指定管理

者」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項第二号から第十号までの規定中「使用料」を「利用料金」に改め、同項第十一号中「その他」を「前項各号に掲げるもののほか、知事が」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条第二項中「使用料の」を「利用料金の」に、「使用料減免申請書」を「減免申請書」に改め、同条を第三条とする。第三条の次に次の一条を加える。

(利用料金の還付)

第四条 条例第六条第八項ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号に掲げる

場合とし、その額は、当該各号に定める額とする。

一 利用者の責めに帰することができない理由でセンターの利用ができなくなった場

合 利用料金の全額

二 前号に掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要

と認める場合 指定管理者が認める額

第六条から第八条までを削り、第九条を第五条とする。

別表第一中「使用料」を「利用料金」に、「ロッカー」を「ロッカー」に、「ファール

回数表示器」を「ファール回数表示器」に、「バスケットボール」を「バスケット

トボール」に、「ミニバスケットボール」を「ミニバスケットボール」に、「一

セット」を「一セット」に改める。

別表第二中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年九月十二日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第七十九号

福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県立体育・スポーツ施設条例(昭和六十三年福岡県条例第二

十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(附属設備等利用料金等)

第二条 条例別表第二備考二及び別表第三備考二に規定する規則で定める額(以下「附属設備等利用料金」という。)は、それぞれ別表第一及び別表第二のとおりとする。

2 条例別表第二備考三及び別表第三備考三に規定する規則で定める額(以下「電気等利用料金」という。)は、別表第三のとおりとする。

(使用料の徴収時期)

第三条 使用料は、福岡県立体育・スポーツ施設(以下「体育等施設」という。)の利用の際徴収する。ただし、国又は地方公共団体が利用する場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、利用後において確定する使用料は、体育等施設を利用した後に徴収する。

(使用料の還付)

第四条 条例第四条第二項ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる場合とし、その額は、当該各号に定める額とする。

一 利用者の責めに帰することができない理由で体育等施設の利用ができなくなった場合 使用料の全額

二 使用料を納付した者が体育等施設を利用しようとする日前十五日までに当該利用の承認の取消しを申し出た場合 使用料の額の五十パーセントに相当する額

(使用料又は利用料金の減免)

第五条 条例第五条の規定による使用料及び条例第九条第七項の規定による利用料金(電気等利用料金及び条例別表第五に掲げる施設に係る利用料金を除く。)の減額又は免除(以下「減免」という。)は、次の各号に掲げる場合とし、その額は、当該各号に定める額とする。ただし、第五号に掲げる場合で、占有使用において入場料を徴収し、又はこれに類する取扱いをする利用料金(条例別表第五に掲げる施設に係る利用料金を除く。)は減免しない。

一 指定管理者が、体育等施設の設置目的を達成する事業を行うために利用する場合 使用料又は利用料金(宿泊室の利用料金を除く。)の額の全額及び宿泊室の利用料金の額の五十パーセントに相当する額

二 県、県教育委員会又は財団法人福岡県スポーツ振興公社が体育・スポーツに関する事業を行うために利用する場合 使用料又は利用料金(宿泊室の利用料金を除く。)の額の全額及び宿泊室の利用料金の額の五十パーセントに相当する額

三 福岡県体育研究所が、その設置目的を達成する事業に利用する場合 使用料又は利用料金の額の全額

四 市町村教育委員会が体育・スポーツに関する事業を行うために利用する場合 使用料又は占有使用の場合の利用料金(附属設備等利用料金を除く。)の額の五十パーセントに相当する額及び附属設備等利用料金の全額

五 競技団体が主催し、かつ、県教育委員会が後援して競技会を行うために利用する場合 占有使用の場合の利用料金の額の五十パーセントに相当する額(練習を行うために利用する場合の利用料金は免除する。)

六 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)が学校教育活動の一環として、体育に関する指導訓練を行うために利用する場合 条例別表第二備考七及び別表第三備考七の規定にかかわらず、使用料又は利用料金の額の五十パーセントに相当する額

七 福岡県立体育・スポーツ施設の利用、指定管理者の指定等に関する規則(平成元年福岡県教育委員会規則第七号)第五条の規定に基づく選手証を有する者が練習を行うために利用する場合 個人使用の場合の利用料又は利用料金の額の五十パーセントに相当する額

八 学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園の児童、生徒又は園児その他これらに準ずると知事が認めた者が土曜日に利用する場合 福岡県立総合プールの個人使用の場合の利用料金の額の全額

九 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条に規定する身体障害者手帳を受けている者が利用する場合 個人使用の場合の利用料又は利用料金の額の全額

十 療育手帳の交付を受けている者が利用する場合 個人使用の場合の利用料又は利用料金の額の全額

十一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)

第四十五条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用する場合
 合 個人使用の場合の使用料又は利用料金の額の全額

十二 福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成八年福岡県規則第五十五号）第九号第五号に規定する身体障害者、第十号に定める者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する一級若しくは二級の精神障害者とその介護人が利用する場合 個人使用の場合の使用料又は利用料金の額の全額

十三 六十五歳以上の者が利用する場合 個人使用の場合の使用料又は利用料金の額の全額

十四 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める場合 使用料又は利用料金の一部の額又は全額

2 条例別表第五に掲げる施設に係る利用料金の減免の額の算定に当たっては、利用料金の額から別表第四に掲げる金額を控除した額を利用料金とみなして前項の規定を適用する。

3 第一項第十四号に規定する使用料又は利用料金の減免を受けようとする者は、減免申請書を知事に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第六条 条例第九条第八項ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号に掲げる場合とし、その額は、当該各号に定める額とする。

一 利用者の責めに帰することができない理由で体育等施設の利用ができなくなった場合 利用料金の全額

二 前号に掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要と認める場合 指定管理者が認める額
 (徴収金の払込み等)

第七条 指定管理者は、毎月十日までに前月中に徴収した使用料（当月以降の利用について前月中に利用の承認の取消しがあった場合は、当該利用に係る既納の使用料の額から第四条第二号の規定による還付金を控除して得た金額を含む。）を指定金融機関に払い込むとともに、内容を示す計算書を県教育庁教育振興部スポーツ健康課長（以

下「スポーツ健康課長」という。）を経由して知事に提出しなければならない。
 (使用料の調定)

第八条 スポーツ健康課長は、前条の計算書の送付を受けたときは、福岡県財務規則（昭和三十九年福岡県規則第二十三号）第三十四条第三項の調定に準ずる手続をとらなければならない。
 (補則)

第九条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(福岡県立体育・スポーツ施設使用料条例施行規則の廃止)
 2 福岡県立体育・スポーツ施設使用料条例施行規則（平成元年福岡県規則第三十号）は、廃止する。
 (経過措置)

3 平成十八年四月一日以後において、廃止前の福岡県立体育・スポーツ施設使用料条例施行規則の規定により納入すべき使用料については、なお従前の例による。

別表第一（第二条関係）

| 種 別 | 単 位 | 利用料金 | 備 考 |
|---------------|---------------|---------|----------------------------|
| 得点表示盤 | 一式一回（二日） | 二、四四〇円 | 移動式 |
| 放送設備 | 一式一回（二日） | 三、〇五〇円 | |
| 掲示板支持装置 A | 一平方メートル一回（二日） | 三、〇五〇円 | スポーツ大会の場合（長期継続使用の場合を除く。） |
| | 一平方メートル一回（二日） | 六、一一〇円 | スポーツ大会以外の場合（長期継続使用の場合を除く。） |
| 掲示板支持装置 B | 一平方メートル一回（二日） | 一、〇二〇円 | 長期継続使用の場合 |
| バレーボール用フロアコート | 一式一回（二日） | 六五、三四〇円 | は、切り上げる。 |

別表第二(第二条関係)

備考 この表において「長期継続使用」とは、一ヶ月以上の使用をいう。

| | | | |
|---------------|----------|---------|------------|
| テニス用フロアコート | 一式一回(二日) | 三九、〇四〇円 | |
| バドミントン用フロアコート | 一式一回(二日) | 一五、五九〇円 | |
| いす | 一脚一回(二日) | 一二〇円 | 観客用折りたたみいす |
| フロアシート | 一枚一回(二日) | 七九〇円 | |
| コインロッカー | 一回 | 五〇円 | |

| 種別 | 単位 | 利用料金 | 備考 |
|---------------|---------------|---------|----------------------------|
| 電光掲示板 | 一式一回(二日) | 一三、〇八〇円 | 固定式 |
| 電光掲示板 | 一式一回(二日) | 六、五四〇円 | 移動式 |
| 自動計時装置 | 一式一回(二日) | 三、二七〇円 | タッチボード等 |
| 水球用三五秒計 | 一式一回(二日) | 三、二七〇円 | |
| 放送設備 | 一式一回(二日) | 三、二七〇円 | |
| 水泳競技用具 | 一式一回(二日) | 三、二七〇円 | 競技種目別 |
| ペースタイマー | 一式一回(二日) | 三、二七〇円 | |
| 審判台 | 一組一回(二日) | 一、〇九〇円 | 水球用 |
| 掲示板支持装置A | 一平方メートル一回(二日) | 三、二七〇円 | スポーツ大会の場合(長期継続使用の場合を除く。) |
| 掲示板支持装置A | 一平方メートル一回(二日) | 六、五四〇円 | スポーツ大会以外の場合(長期継続使用の場合を除く。) |
| 掲示板支持装置B | 一平方メートル一回(二日) | 一、〇九〇円 | 長期継続使用の場合 |
| アイスホッケーゴールポスト | 一式一回(二日) | 三、二七〇円 | |
| コインロッカー | 一回 | 五〇円 | |

備考 この表において「長期継続使用」とは、一ヶ月以上の使用をいう。

別表第三(第二条関係)

| | |
|-----|------|
| 区分 | 利用料金 |
| 電気 | 実費 |
| 冷暖房 | 実費 |
| | 相当額 |

別表第四(第六条関係)

| 種類 | 個人使用の場合 | 占有使用の場合 |
|------------------------------|---------|-----------------|
| エアライフル | 四〇円 | 上記の金額に利用人数を乗じた額 |
| スモールボアライフル | 三〇〇円 | 上記の金額に利用人数を乗じた額 |
| 散弾銃射撃場 スキー射撃場 トラップ射撃場 | 一、八五〇円 | 上記の金額に利用人数を乗じた額 |
| 大口径射撃場 ライフル銃 散弾銃(スラグ弾) | 九三〇円 | 上記の金額に利用人数を乗じた額 |

発行 福岡市博多区東公園七番七号 福岡県(総務部行政経営企画課)

印刷 福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四一号 株式会社川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)